

リソルカードG Circle Member入会申込書

※下記の「会員規約」を必ずご覧になり、ご了承の上コースフロントへお申込みください。

【私は下記の「会員規約」を承諾し、「個人情報の取り扱い」に同意の上、入会を申し込みます】

コンペ情報欄	コンペ名				お申込日	年	月	日
	コンペ規模	平均参加人数	名	コンペ開催回数	年間	回開催	コンペ開催月	
	当コース以外のコンペ開催コース							
	お名前	フリガナ			〒			
電話番号	-			ご住所				
メールアドレス(パソコン)								当社取扱の商品・サービスに関する情報等の配信を希望しない場合には下記の「情報配信サービスを希望しない」にチェック印を入れてください。
メールアドレス(携帯)								<input type="checkbox"/> 情報配信サービス 希望しない

個人情報の取り扱い

〈個人情報の取り扱い〉お預かりしました個人情報は、入会手続きのため及び会員規約第13条に規定された利用目的に使用し、ご本人の承諾なしに第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。但し、情報配信を希望された場合、会員規約第13条の規定に従って当社取扱商品・サービスに関する情報提供のために使用いたします。入会手続きに際してご提供頂く個人情報で必須項目の情報をご提供頂けない場合は入会できません。また、任意の項目の情報をご提供頂けない場合は、十分なサービス提供が行えない場合がありますので、予めご承知おきください。お預かりしたご本人の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等に関するお問い合わせにつきましては、個人情報保護相談窓口までご連絡ください。合理的な範囲で速やかに対応させていただきます。

〈個人情報保護に関するお問合せ先〉リソルライフサポート株式会社 個人情報保護相談窓口 TEL.03-6758-3355(9:00~18:00/土日祝日・年末年始除く)

【個人情報保護管理者の氏名又は職名、所属及び連絡先】リソルライフサポート株式会社 個人情報保護推進事務局 個人情報保護管理責任者 TEL.03-6758-3355(9:00~18:00/土日祝日・年末年始除く)

リソルライフサポート株式会社は、グループ会社の中でゴルフ運営事業、ホテル運営事業にかかるとして個人情報を一元的に取得し管理する会社です。



リソルカードG Circle Member会員規約

第1条(名称・運営)

本会員組織は「リソルカード G Circle Member」と称し、会員情報は、リソルライフサポート株式会社(以下、「会社」といいます。)に帰属し、会社が本会員組織を運営します。但し、入会受付及び会員に対してのポイント付与・商品券の発行・受付等の代行、及び会員情報の取扱いの業務をリソルゴルフ株式会社等会社のグループ会社またはリソルグループのゴルフ場へ委託しています。

第2条(会員)

本規約にいう「会員」とは、本規約を承諾の上で所定の入会手続きを行い、会社が承認し「リソルカード G Circle Member」(以下、「会員証」といいます。))を発行した団体をいいます。

第3条(入会金・年会費)

会員登録にあたり、入会金・年会費は無料とします。

第4条(入会手続)

会員登録を希望する幹事の方は、所定の入会申込用紙に必要事項を正しくご記入のうえ、リソルグループの「リソルカード G Circle Member」対象ゴルフ場フロントへご提出いただけます。会社にて確認の上、会員証を発行いたします。会員登録を希望する方が会員証を受領した時点で正式にご入会いただいたものとなります。会社は、会員登録を希望する方が以下の項目に該当する場合、入会申込を承諾しない場合があります。

- 1) 会員が既に「リソルカード G Circle Member」会員となっている場合。
- 2) 入会申込内容に虚偽、誤記、記入漏れがあった場合。
- 3) 暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等である場合、または、過去においてこれらの者であった場合。
- 4) 入会申込み以前において、リソルグループの各種会員資格の停止・取り消し等を受けたことがある場合。
- 5) その他、会社が会員とすることを不適当と判断する場合。

第5条(会員に付与される特典及び会員証)

- 1) 会社は、会員に対して以下の特典を付与します。
 - ① 第6条に定める本件ポイントの付与
- 2) 会員証は、記載された団体のみが利用でき、理由の如何を問わずこれを他人に譲渡もしくは貸与することは出来ません。また、会員が複数の会員登録をしている場合であっても、会員はそれぞれの会員登録において付与されたポイントを加算して利用することはできません。
- 3) 会員証の紛失や盗難により第三者に不正利用されたことが発覚しても、会社はその責を一切負わないものとし、会員証の紛失および盗難の場合、同会員証及び第6条に定めるポイントの再発行はいたしません。

第6条(ポイント)

- 1) ポイント加算
 - (1) 「リソルカード G Circle Member」対象のゴルフ場でのご利用でポイント(以下、「本件ポイント」といいます。))がたまります。7名以上のご利用につき、「リソルカード G Circle Member」対象ゴルフ場にてポイントを付与いたします。ポイント加算にはご精算時に会員登録をご提示頂く必要があります。また、精算終了後に本件ポイントを付与することはできません。
 - 2) ネットエージェンツを含む旅行代理店経由でご予約された場合、ポイント加算の適用はありません。
- 2) ポイント利用またはポイント交換
 - (1) 「リソルカード G Circle Member」対象のゴルフ場において累積ポイント500ポイントごとに500円分の商品券との交換が出来ます。なお、商品券は券面に記載された有効期限内でのみ使用できます。
 - (2) 本件ポイント利用またはポイント交換分は、会員証に印字された累積ポイントより差し引きます。
 - (3) 本件ポイントは現金と交換できません。
 - (4) 本件ポイント利用または交換する際は、会員証の提示が必要となります。会員証の提示がない場合は、管理の都合上、本件ポイントを利用または交換することは出来ません。
- 3) 本件ポイント有効期限
本件ポイントの有効期限は、会員による本件ポイント付与対象施設の最終ご利用日、かつ本件ポイント最終ご利用日から1年間とします。有効期間期限を過ぎた場合、会員証上、累計ポイントの印字が残っていたとしても、実際の利用累計ポイントは消滅いたします。

第7条(変更事項の届け出)

会社に届け出た住所・連絡先電話番号等について変更が生じた場合、入会申込施設フロントまたは会員事務局までご連絡ください。

第8条(退会)

- 1) 会員はその申出により何時でも退会できるものとします。
- 2) 会員が以下に該当する場合、会員は自動的に退会するものとし、会員証を返還しなければなりません。
 - (1) 会員証における印字項目の最終記録日、または第9条による会員情報の更新日から2年経過するまでの間、会社が定める方法で会員の情報が更新されない場合。

第9条(会員資格の取消し)

- 会員が以下の項目に該当する場合、会社は事前に通知することなく、ただちに会員資格を停止し、または、取消すことができます。
- 1) コンペが消滅した場合。
 - 2) 入会申込内容に虚偽の申込を行ったことが判明した場合。
 - 3) 会員が本規約及び施設等の利用約款に違反した場合。
 - 4) 会員証を他のコンペで使用した場合。
 - 5) 会員が暴力団等反社会的勢力であると認められた場合。
 - 6) 暴力団及び類似団体の構成員・準構成員等と同伴プレーや紹介をしたとき。
 - 7) 会員資格取得前に、「リソルグループ」の各種会員資格の停止・取消し等の措置を受けたことが発覚した場合、または会員資格取得後に「リソルグループ」の各種会員資格の停止・取消し等の措置を受けた場合。
 - 8) その他、会員として不適切と会社が判断した場合。

第10条(会員の事故等)

会員は、自己の責任と危険負担において本件ポイント対象施設を利用することとし、これら施設等の利用中に生じた盗難、傷害等の事故について、会社は一切責任を負いません。

第11条(解散)

「リソルカード G Circle Member」は、会社の都合により、事前に会員に対しその旨を会社自らが適当と判断する方法で会員にその旨を通知、または会社のホームページにて告知した上で終了することが出来ます。

第12条(個人情報について)

会社は、以下の利用目的で個人情報を取得し、それぞれの利用目的の範囲内およびご本人の同意の範囲内で利用させていただきます。

- 1) 会員の個人情報の利用目的
 - (1) 本件ポイントの発行、計算、利用等ポイントプログラムの円滑な運営(会員証発行含む)のため。
 - (2) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、会員による本件ポイント利用に関連して必要な連絡等を行うため。
 - (3) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、本件ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内、会社及び関連会社の運営施設又は販売する商品等の最新情報提供のため。
 - (4) その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。
 - (5) 会員の皆様からの御問合せに対し適切に対応するため。
- 2) 会社は、前項に定める目的(以下、「本件利用目的」といいます)で業務を委託する際は、利用登録者情報を適切に取り扱う委託先を選定し、委託先と利用登録者情報の取り扱いに関する契約を締結します。

第13条(個人情報の共同利用について)

会社は、会員登録によって取得した個人情報を必要に応じてリソルグループ各社と共同して利用する場合があります。

- 1) 共同利用する目的
会社は、会員に対し、以下の会社またはグループ会社の情報を無料で提供します。
 - (1) ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、キャンペーン情報
 - (2) 別荘、リゾートマンション等の最新物件情報
 - (3) ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
 - (4) 国内、海外の旅行情報
 - (5) ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報
 - (6) 教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な商品の販売に関する情報
 - (7) 開席(主催・共催・協賛)するイベント・キャンペーン等に関するご案内
 - (8) アンケート調査等のご依頼
 - (9) お問い合わせ、資料請求その他ご依頼等への対応
 - (10) その他、会社またはグループ会社が企画開発し販売する新商品情報
- 2) 共同利用する個人情報項目
情報の発信は、会社は、登録担当事業所名、会員事務局名または第14条に定めるリソルグループ会社のいずれかで行います。
 - 1) 氏名、生年月日、性別、ご住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどの「属性情報」
 - 2) 契約の種類、入会日、カード名称、カード(会員)番号、有効期限等の「契約情報」
 - 3) 個人情報の管理について責任を有する者共同利用する利用登録者情報の管理責任は会社が負うものとします。

第14条(情報の提供)

情報の発信は、会社は、登録担当事業所名、会員事務局名または第14条に定めるリソルグループ会社のいずれかで行います。

- 1) 情報は会社が定める次の方法、手段で提供します。
 - (1) 連絡文書等への資料同封(郵送、宅配便等による)
 - (2) ダイレクトメール(DM)の配布(郵送、宅配便等による)
 - (3) ファックス
 - (4) メールマガジンの配信
 - (5) 電子メール(パソコン、携帯電話)への配信
 - (6) ホームページへの掲載
 - (7) ガイドブック、会報誌等、定期刊行物の配布(郵送、宅配便等による)
 - (8) その他、会社が適切と判断する通信手段
- 2) 会員は、情報サービスの提供を停止または再開できます。その場合は会員事務局へ届け出るものとします。

第15条(規約等の遵守)

会員は、本規約ならびに本件ポイント対象施設および優待利用施設等が定める利用規則等を遵守しなければなりません。

第16条(規約の改正)

- 1) 会社は、会員の事前承諾なく、本規約の変更または追加、本件ポイント付与数の変更、本件ポイント対象施設、優待利用施設及び利用料金、施設等やサービスの変更、追加及び廃止等内容の改訂ができます。
- 2) 前項の内容については、会社自らが適当と判断する方法で会員にその旨を通知、または会社のホームページにて通知します。ただし、法令等により会員の同意が必要な場合は、個別に同意を得て有効になるものとします。

第17条(協議事項)

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、会社と会員の間で協議し解決するものとします。

第18条(管轄裁判所)

会員と会社の間で争が生じた場合、東京簡易裁判所あるいは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(施行)

本規約は平成29年10月1日より施行します。